

HitachiSystems

# コンプライアンス方針

HitachiSystems

# 社長メッセージ

最近、企業の不祥事に対する社会の視線は、かつてないほど厳しいものになっています。企業の社会的責任(CSR)を考えるにあたって、製品やサービスの安全性、信頼性などのビジネスそのものの内容が問われる事例も多くありますが、ビジネス以前の企業としての倫理を問われる局面、すなわち法令など公のルールへの適合(コンプライアンス)について企業の姿勢が問われる局面が非常に多くなっており  
ます。

私たち(株)日立システムアンドサービス及びそのグループ会社(以下「当社グループ」といいます。)は、会社設立以来、さまざまなお客さまの情報システムの構築に貢献するとともに、企業市民としての高い使命感とコンプライアンス意識を長い間をかけて培ってきました。これまで得た社会からの信頼は、私たち一人一人の自覚ある行動で守っていかねばなりません。

この「コンプライアンス方針」は、当社グループの事業に関連する法令や社内規則を遵守するためのガイドラインになるものです。一人一人がよくその趣旨を理解し、実践することが重要です。また、新しい法令や規則を知らなかったり、かつて知っていたことでも忘れてしまうことで、自分の行動が法令や規則に違反していてもそれに気付かない場合もありますので、この「コンプライアンス方針」を読み返すことによって、自分の行動が法令や社内規則などのルールに違反していないかを確認してください。

皆さんは、会社の業務を行うに当たって、「損得よりも善悪」を行動の基本にしていますか。また、周りの人や組織の行動に疑問を感じたことはありませんか。常に自分や組織の行動が企業倫理に外れていないか、法令違反ではないかを自問自答して不正な行為を防止するとともに、不幸にして間違った行動があった場合にも、気付きしだい、それを速やかに報告し、是正することに全力を注いでください。

コンプライアンスに関して、企業がその責務を怠った場合には、法令による罰則以上に重い社会からの批判・糾弾を浴び、もはや生き残ることが難しくなるほど、企業としての信頼は瞬時に失われてしまいます。私たち一人一人が確固たる倫理観を持って、正しい行動を積み重ねることによって、当社グループを、市場や社会から一層信頼され、評価されるグループにしていきたいと思います。

(株)日立システムアンドサービス 取締役社長 **林 雅博**

社長メッセージ	2
---------	---

コンプライアンス方針について	5
----------------	---

## I. 全社員及び従業員共通のコンプライアンス方針

1.法令及び会社規則の遵守	6
2.情報の適正管理	6
3.他社知的財産権尊重	6
4.インサイダー取引の禁止	6
5.反社会的勢力との関係断絶	6
6.政治献金規制の遵守及び贈賄の禁止	7
7.人権尊重・差別禁止	7
8.セクシャルハラスメント・パワーハラスメント	7
9.職場の安全衛生	7
10.労働関係法の遵守	7
11.適正な会計処理の実施	7
12.架空取引の禁止	8
13.窃盗の禁止	8
14.背任の禁止	8
15.私文書偽造の禁止	8
16.輸出管理	8
17.環境管理	8

## II. 受注、発注その他の取引に関わるコンプライアンス方針

1.契約遵守	9
2.適法な取引の実施	9

## III. 製品開発及び提供に係るコンプライアンス方針

1.契約遵守	10
2.適法かつ安全な製品及びサービスの提供	10
3.独自性保全対策の徹底	10

IV. 会社としてのコンプライアンス方針	11
1. 労働関係法の遵守	11
2. 税法及び会計基準の遵守	11
3. 内部通報者の保護	11
(別表) 企業倫理ホットラインへの通報方法	12

# コンプライアンス方針について

「コンプライアンス方針」は、当社グループの法令遵守に係る方針をまとめたものです。このコンプライアンス方針は、4つの章で構成されております。全役員及び従業員共通のコンプライアンス方針を第一章に、職務ごとに特に重要なコンプライアンス方針を第二章と第三章に、管理部門が主体となり会社として推進していかなければならないコンプライアンス方針を第四章にまとめました。

当社グループの役員及び従業員は、全体を通読し、理解した上で、第一章と自らの職務に係る章を熟読し、自ら実践するとともに、部下である従業員及び協力会社社員に周知徹底し、業務においてもこのコンプライアンス方針に基づく指導を励行してください。そして、当社グループにおいて「コンプライアンス方針」に反する行為が行われていることに気がついた場合には、必ず上長や関係部署に相談し、解決するよう取り組みましょう。上長や関係部署への相談が困難な場合又は上長や関係部署との連携では解決が困難な場合には、当社グループ役員・従業員及び当社グループの業務を実施する派遣・協力会社社員の方は、所定の「企業倫理ホットライン」までご相談ください。

以上

注意事項:このコンプライアンス方針に記載されている事項は、当社グループが最低限遵守しなければならないルールを記載したものです。「コンプライアンス方針で禁止されていないからやってもよい。」という判断をするためのものではないことをご承知おきください。コンプライアンス方針に記載されていないことであっても、法令違反が懸念される場合には、上長やコンプライアンス通報窓口を活用して、予防と解決に取り組みましょう。

最新の改定日:2010年4月1日

# Ⅰ. 全役員及び従業員共通のコンプライアンス方針

## 1. 法令及び会社規則の遵守

- (1) 当社グループの役員及び従業員は、当社グループの事業及び自らが遂行する業務に関する国内及び国外法令を遵守します。また、当社グループの役員及び従業員は、コンプライアンス方針をはじめとして、これらの法令を遵守するために当社グループが定めた規則、基準、通達及び当社グループが発行した業務マニュアル(以下「規則等」といいます。)を理解し、これらを遵守します。
- (2) 当社グループの役員及び従業員で、新規事業を開始しようとする者は、当該事業に係る法令の有無を必ず検証し、関係する法令がある場合には、これを遵守します。
- (3) 当社グループの役員及び従業員は、自らが所管する業務に関する許認可の取得、届出、更新等の手続を確実に実施し、法令に基づく規制を遵守します。

## 2. 情報の適正管理(根拠法令:民法、不正競争防止法、個人情報保護法及び刑法)

当社グループの役員及び従業員は、情報管理に係る法令及び規則等に従い、情報を適正に管理します。

## 3. 他社知的財産権の尊重(根拠法令:民法、著作権法、特許法、実用新案法、商標法、意匠法、不正競争防止法及び刑法)

- (1) 当社グループの役員及び従業員は、顧客や他社の著作権、特許権、営業秘密その他の知的財産権を尊重し、許諾を得ずにこれを使用しません。
- (2) 当社グループの役員及び従業員は、情報収集を正当な手段で行います。顧客や他社の情報を許諾を得ぬまま利用したり、持ち出すことはいたしません。
- (3) 当社グループの役員及び従業員は、顧客や他社の著作権、特許権、営業秘密その他の知的財産権の許諾又は取得のために締結した契約を遵守します。また、所定の目的以外には使用しません。

## 4. インサイダー取引の禁止(根拠法令:金融商品取引法)

当社グループの役員及び従業員は、業務遂行上、上場会社の株価に重大な影響を与えると想定される重要事実を知った場合には、その情報が正式に公表されるまでは、それらの会社の株式又は社債を売買しません。

## 5. 反社会的勢力との関係断絶(根拠法令:会社法)

- (1) 当社グループは、反社会的取引(いわゆる総会屋活動及びこれに類似する不正な収益を企業から獲得する活動を行う者との直接又は間接の取引)をいたしません。
- (2) 当社グループの役員及び従業員で取引を開始しようとする者は、会社規則「反社会的取引の防止に関する規則」及び「反社会的取引の防止に関する管理指針」に従い、取引相手の反社会性を検証し、問題がないことを確認した後に当該取引を開始します。

# Ⅰ. 全役員及び従業員共通のコンプライアンス方針

## 6. 政治献金規制の遵守及び贈賄の禁止 (根拠法令: 国家公務員倫理法、不正競争防止法、公職選挙法、政治資金規制法、刑法及び米国海外腐敗行為防止法(FCPA)等)

当社グループの役員及び従業員は、政治献金や各種団体等への寄付、公務員(みなし公務員及び外国公務員も含む。以下同様)と同席する飲食又は公務員への贈答などを行う際には、国家公務員倫理法、公職選挙法、政治資金規制法及び不正競争防止法等を遵守し、正規の方法にのっとり行います。また、刑法の贈賄罪及び米国海外腐敗行為防止法(FCPA)等関連する外国の法令違反に該当する行為は行いません。

## 7. 人権尊重・差別禁止 (根拠法令: 憲法)

当社グループの役員及び従業員は、出生、国籍、人種、民族、信条、宗教、性別、年齢、各種障害、趣味、学歴などに基づく非合理的あらゆる差別を行いません。

## 8. セクシャルハラスメント・パワーハラスメント (根拠法令: 労働契約法、労働基準法及び雇用機会均等法)

当社グループの役員及び従業員は、性的嫌がらせ又は性的嫌がらせと誤解されるおそれのある行為は行いません。また、暴力、罵声、誹謗・中傷若しくは威迫による業務の強制又はいじめなどによる人権侵害を行いません。

## 9. 職場の安全衛生 (根拠法令: 労働安全衛生法)

当社グループの役員及び従業員は、従業員の安全衛生の確保を最優先とし、安全で衛生的な職場環境の整備に努め、また、業務上の安全衛生に関する法令等を理解し、これを遵守します。万一、業務上の災害が発生した場合には、事故を最小限に止め、再発防止に努めます。

## 10. 労働関係法の遵守 (根拠法令: 労働基準法)

当社グループの管理職は、健全な職場環境の維持に努めます。特に以下の2点を自ら実施し、部下にも周知徹底します。

- (1) 労働基準法に定められる範囲において、勤務日や勤務時間等の管理を徹底します。
- (2) 部下の心身の健康状態に十分に留意し、適切な勤務管理を実施します。

## 11. 適正な会計処理の実施 (根拠法令: 税法及び会社法)

当社グループの役員及び従業員で、会計帳簿への記載や伝票・作番の記入・記録に携わる者は、これを正確に行います。特に、故意に事実と異なる作番原価となるように操作する等の不正処理は行いません。

# Ⅰ. 全役員及び従業員共通のコンプライアンス方針

## 12. 架空取引の禁止 (根拠法令:刑法、税法及び会社法)

当社グループの役員及び従業員は、以下のような架空取引は行いません。

- (1) 実態は顧客に製品を納品していないにもかかわらず帳簿上架空の取引を記載したり、帳簿及び書類を改ざんしてある顧客に納品したこととし、実際の製品は、別の顧客に納品されている又は転売してその代金を横領する。
- (2) 取引金額を意図的に操作し、顧客又は業者と簿外の債権又は債務をつくる。

## 13. 窃盗の禁止 (根拠法令:刑法(窃盗罪)及び不正競争防止法)

当社グループの役員及び従業員は、顧客及び他社が管理している物品、書類その他の情報を窃取したり、顧客及び他社の許諾を得ぬまま情報を複製するなどの行為は行いません。

## 14. 背任の禁止 (根拠法令:刑法)

当社グループの役員及び従業員は、会社のために行う業務の処理において、自己又は第三者の利益を図り、会社に損害を与える行為は行いません。

## 15. 私文書偽造の禁止 (根拠法令:刑法)

当社グループの役員及び従業員は、契約書及び決裁文書等の権利義務に関する文書を偽造する行為及び印鑑の不正使用を行いません。

## 16. 輸出管理 (根拠法令:外国為替及び外国貿易法並びに米国輸出管理規則(EAR)等)

当社グループの役員及び従業員は、日本及び関連する外国の輸出管理法規を遵守します。

## 17. 環境管理 (根拠法令:廃棄物処理法等)

当社グループの役員及び従業員は、廃棄物処理法をはじめとする環境関連法規を遵守します。

## II. 受注、発注その他の取引に係るコンプライアンス方針

### 1. 契約遵守(根拠法令:民法及び商法)

- (1) 当社グループの役員又は従業員で、契約を自ら締結する者又は契約締結の決裁を起案する者は、その契約の内容を適法なもの、かつ、取引の実態に即し現実的に履行可能なものとするために、相手方と誠実に協議します。
- (2) 当社グループの役員及び従業員は、自らの職務権限外となる契約の締結は行いません。契約締結権限が不明な場合には、契約交渉の事前に、法務担当部門に照会します。
- (3) 契約締結をした役員及び従業員は、当該契約が締結された後、当該契約を適正に履行するために必要なあらゆる事項を誠実に実施し、また、必要な関係者に実施させます。

### 2. 適法な取引の実施

当社グループの営業部員、調達部員その他受注、発注等の取引を実施する従業員は、それらの取引に関連する法令を遵守しなければなりません。特に、下表の法令違反に該当する取引を実施してはなりません。また、役員を含む管理職は、下表の法令違反に該当する取引を承認してはなりません。

当社グループの営業部員、調達部員その他受注、発注等の取引を実施する従業員は、個別の取引の違法性を判断しかねる場合には、取引開始の事前に関係部署に照会します。

法令	例示
独占禁止法	①入札予定価格を発注者から不正に聞き出して予定価格に近い価格で入札するといった公正な入札を阻害する行為(競売入札妨害罪にも該当) ②同業他社と相談して、販売価格や出荷数量をお互いに制限する行為 ③不当な廉価販売、再販売価格の拘束、抱合せ販売等の不公正な取引
輸出管理規制	①直接又は間接を問わず、禁輸出国に規制対象の物品、役務又は技術情報を輸出する行為 ②不正に輸出入された物品、役務又は技術情報を購入する行為
建設業法	①当社グループが受注した工事を当社グループが実質的に関与することなく、一括して外部に発注する行為(主任技術者の不配置など) ②許可の範囲を超える工事の受注 ③営業帳簿の記入といった建設業法所定手続の不備
電気用品安全法	①PSEマークがついていない電気用品を販売する行為 ②経済産業省所定の技術基準に満たない電気製品を製造又は販売する行為
廃棄物処理法	①顧客所有物である廃棄物を当社グループが廃棄処理する行為 ②無許可の廃棄物処理業者に廃棄物処理を発注する行為
下請法	協力会社に対して正当な理由なくソフト外注費用の減額を求める行為
刑法 (競売入札妨害罪) (詐欺罪・横領罪)	①入札予定価格を発注者から不正に聞き出して予定価格に近い価格で入札するといった公正な入札を阻害する行為(独占禁止法違反にも該当) ②発注金額又は受注金額を水増しして差分を着服する行為(詐欺・横領)
会社法(利益供与)	総会屋等の反社会的な個人又は団体と雑誌の購読契約を締結する行為
労働関係法	偽装請負、二重派遣等
税法	海外法人に著作物の使用料を支払う際の源泉徴収漏れ、印紙税納付漏れ等
注意:この一覧は、当社グループの事業に関する主な法令を一覧にしたものですが、当社グループの役員及び従業員が遵守しなければならない法令はこの限りではありません。ソリューションサービスの請負やソフトウェアの開発といった当社グループの主たる事業以外に、新しい事業を開始する際には、開始の事前に違法性がないか、法務担当部門に違法性を照会するなどして、よく検討しましょう。	

# Ⅲ. 製品開発及び提供に係るコンプライアンス方針

## 1. 契約遵守(根拠法令:民法及び商法)

- (1) 当社グループのSE、設計部門及び品質保証部門に所属する役員及び従業員は、契約に基づき顧客に確約した品質の製品及びサービスを所定の納入期日までに納入します。
- (2) 受注した作業及びシステムの仕様又は納入期日の変更を求められた場合には、必ず契約変更の覚書を書面で締結するものとします。

## 2. 適法かつ安全な製品及びサービスの提供(根拠法令:民法、商法、製造物責任法、建設業法、電気用品安全法等)

- (1) 当社グループのSE、設計部門及び品質保証部門に所属する役員及び従業員は、当社グループが輸入、製造又は販売する製品のうち、特に当社グループが製造物責任を負うものについて、財物又は人体に悪影響を及ぼしうる機能や欠陥がないことを検証した後に顧客に提供します。
- (2) 当社グループが販売する製品の誤使用を予防するために、明瞭な使用説明書を顧客に提供します。
- (3) 工事の見積をする際には、当該工事が当社グループの取得した建設業許可の範囲内で受注できるものか否かを確認します。
- (4) 工事を受注した場合には、工事のすべてを協力会社に一括して請け負わせることはいたしません。建設業法所定の資格要件を満たす当社グループの社員が工事の見積、社外への発注仕様の企画、施工管理等の業務を行うよう徹底します。
- (5) 日本国内で電気用品を購入して、販売する場合には、電気用品安全法に従い、PSEマークが付されていること、適合性検査に合格していることなどを事前に確認します。
- (6) 当社グループが輸入、製造又は販売する製品が当該製品を販売する国で定められた安全基準等に照らして問題がないことを確認した後、これを当該国内で販売します。
- (7) 製品やサービスを開発する際に、これらが適法であることを確認し、かつ、必要な許認可を事前に確認し、取得した上でこれらの製品を製造し、販売します。

## 3. 独自性保全対策の徹底(根拠法令:著作権法、特許法、実用新案法、商標法、意匠法及び不正競争防止法)

- (1) 当社グループの役員及び従業員で、システム、ソフトその他の製品の開発に携わる者は、第三者のプログラムや情報を不正に使用するなど、著作権その他の知的財産権を侵害しないように、開発を行う区域の入退出及び開発を行う区域への情報や資材の出入の管理を行い、当社グループの開発製品の独自性を保全するための環境を整えます。
- (2) 当社グループの役員及び従業員で、技術情報を取得する者は、常に当該技術情報が第三者の知的財産権を侵害するおそれがないことを検証します。

## IV. 会社としてのコンプライアンス方針

**1. 労働関係法の遵守** (根拠法令:労働契約法、労働基準法、雇用機会均等法、労働安全衛生法、労働組合法及び労働者派遣法等)

当社グループは、労働協約及び労働関係法を遵守し、働きやすい健康な職場環境の維持に努めます。また、人権侵害、セクシャルハラスメント・パワーハラスメント又はサービス残業等の労働関係法違反の発生を予防するために必要な対策を講じます。

**2. 税法及び会計基準の遵守** (根拠法令:税法、会社法(企業会計基準)及び金融商品取引法)

- (1) 当社グループは、税金を適正に納付します。また、脱税を予防するために必要な措置を講じます。
- (2) 当社グループの社員で、会計帳簿への記載や伝票・作番の記入又は記録に携わる者は、これを正確に行います。
- (3) 当社グループは、虚偽又は架空の記載を行ったり、簿外の資金を築いたりはしません。
- (4) 当社グループは、粉飾決算及び違法配当は行いません。

**3. 内部通報者の保護** (根拠法令:公益通報者保護法)

当社グループは、法令違反・当社グループの会社規則違反等不適切な取扱いや社会正義に反することについて、コンプライアンス通報制度「企業倫理ホットライン」を利用して通報した従業員に対し、通報したことを理由に一切の不利益な取扱い(例:不当な異動、処遇など)を与えることを禁止します。ただし、通報が悪意に基づく誹謗又は中傷であることが明らかとなった場合には、この限りではありません。

# 企業倫理ホットラインへの通報方法

## 1. 通報可能者

- ① 当社グループの役員・従業員
- ② 当社グループの業務を実施する派遣・協力会社社員

## 2. 通報窓口

- (1) 社内窓口: 企業倫理ホットライン(受付専用電話/FAX/Mail)にて受け付けます。  
対応結果連絡を要しない場合には、匿名でも可能です。
- (2) 社外窓口: 日立製作所全社コンプライアンス通報制度の社内窓口及び社外弁護士への通報が可能です。下記社内 Web サイトを参照してください。英語での通報も可能です。  
(注: 実際の電話番号等は、通報可能者に開示する社内WEB等を確認ください。)

## 3. 通報内容

当社グループの業務につき、以下に該当すると思われる事項を通報できます。

- ① コンプライアンス方針に違反すること。
- ② 生命・身体・財産の安全に関すること(製造物責任、大規模システムトラブル等)。
- ③ 営業秘密や個人情報の漏洩に関すること(顧客名簿その他の情報の漏洩等)。
- ④ 知的財産権の侵害に関すること(違法コピー等)。
- ⑤ 環境の保全に関すること(廃棄物問題等)。
- ⑥ 上記のほか、法令違反・規則違反等不適切な取扱いや社会正義に反すること(国内・外国公務員等に対する贈賄、独占禁止法違反等)。

なお、ハラスメント、労働条件等の苦情、健康上の相談及び談合に関する通報は、それぞれ専門の相談窓口がありますので、そちらを利用してください。

## 4. 通報への対応

通報を受けた場合には、コンプライアンス推進本部が直接又は専門部門を通じて事実確認し、法令及びコンプライアンス方針違反の事実があれば、是正及び再発防止を推進します。また、社長や監査役に報告します。実施した対応結果は、希望により通報者に連絡します。

## 5. 通報者の保護

通報内容は、事実確認、是正及び再発防止を目的として、必要範囲で社内外の関係者に開示しますが、通報者の個人情報、窓口以外には分かりません。

また、通報者が、通報したことを理由に、処遇等で不利益な扱いを受けることはありません。よって、通報者の上長等が、通報を理由に通報者を不利益に取り扱うことは禁止されますので注意してください。ただし、通報が悪意に基づく誹謗・中傷であることが明らかとなった場合には、この限りではありません。通報者本人が違法行為に関与しているような場合には、通報したことで免責されませんが、自ら通報したことは情状として考慮します。

# HitachiSystems

---

## コンプライアンス方針

---

2004年 9月 13日 制定

2006年 5月 18日 改定

2007年 11月 16日 改定

2007年 12月 25日 改定

2008年 6月 20日 改定

2009年 4月 1日 改定

2010年 4月 1日 改定

編集 株式会社日立システムアンドサービス  
コンプライアンス推進本部

発行 株式会社 日立システムアンドサービス  
〒108-8250 東京都港区港南 2-18-1 JR 品川イーストビル  
All Rights Reserved. 2004-2010 Hitachi Systems & Services, Ltd.